

平成29年度行政監査結果の概要 (県の施策に関する広報物の作成状況等)

平成30年2月5日
鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告及び監査意見を、平成29年度行政監査結果報告書（県の施策に関する広報物の作成状況等）に取りまとめ、知事等に提出するとともに公表します。その概要は下記のとおりです。

監査委員：こばやし小林敬典、ゆぐち湯口夏史、やまね山根朋洋、うちだ内田博長、さかの坂野経三郎

第1 監査の概要

1 監査対象事務

県の施策に関する広報物の作成状況等について

2 監査対象事務の選定理由

県が実施している広報は、県の行政計画や各種支援制度等の周知及び様々な行事やイベントなどの情報を提供する手段として、重要な役割を果たしている。

広報を効率的かつ有効に実施するためには、適切な媒体を選択し、情報を必要としている人へ適時に提供する必要がある。

平成16年度に刊行物の作成事務について行政監査を実施した後も、紙媒体である印刷物は依然として広報に多く活用されているが、インターネットによる情報伝達の手段は一層多様化している。インターネットは、印刷物よりも速くかつ広範に情報を提供できることから、広報媒体としての有用性が格段に増している。

そこで、県の広報が適切な広報媒体を選択したうえで効率的、経済的に行われているか、また、紙媒体である印刷物の作成が適切かどうかについて監査を実施し、事務の改善に資することとした。

3 実施期間

平成29年9月25日から平成30年1月16日までの間に実施した。

4 監査対象機関

知事部局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、議会事務局及び各種委員会の全ての機関（215機関）を対象とした。

5 実施方法

(1) 予備調査として、以下の条件を満たす広報物について監査対象機関に調査票の提出を求め、計154件の作成状況等を確認した。

ア 平成28年度に作成した作成部数1,000部以上かつ所要経費200千円以上の広報印刷物（該当：47機関84件）

- イ 平成26年度から平成28年度に発行した有償刊行物（該当：15機関70件）
- (2) 予備調査の結果に基づき、継続的に作成している定例広報物、作成規模の大きなもの等を作成した機関の中から監査実施機関として24機関（39件）を選定した。
- (3) 広報印刷物で18機関（26件）、有償刊行物で6機関（13件）に監査調書の提出を求め、このうち広報印刷物を作成した6機関（11件）で実地監査を行い、18機関（28件）で書面監査を実施した。

6 監査の着眼点

- (1) 広報物の目的・必要性について
- (2) 広報媒体の選択・併用について
- (3) 広報物の作成状況について
- (4) 広報物の活用状況について

第2 監査対象広報物の概要

県が広く県民等に配布するために作成した広報物について、全ての機関を対象に予備調査を行い、作成部数など一定の条件を満たす広報物の作成状況を把握した。そのうち継続的に作成している定例広報物、作成規模（部数、経費、単価）の大きなもの、新たに作成したもの等を作成した機関を優先し、全ての部局から監査実施機関を選定した。

〔監査対象外としたもの〕

- ・ 配布対象が県・市町村などの地方公共団体等や関係者に限定されるもの
- ・ 補助金の交付先や業務委託の相手方により作成され、発行者が県でないもの

〔広報物の作成状況〕

（予備調査結果）

区分	調査対象	該当（件）	作成経費 （合計、円）
1 外部発注による 広報印刷物	平成28年度に作成した、作成総数1,000部 以上かつ作成経費200千円以上のもの	80 (13部局43機関)	94,423,294
2 内部印刷機による 広報印刷物	同上	4 (3部局4機関)	2,506,328
3 有償刊行物	平成26年度から平成28年度までの3年間 に発行したもの	70 (5部局15機関)	62,077,522
合 計		154	159,007,144

注) 1または2を5件以上作成した機関については、作成経費の多いものから5件抽出。

作成経費には印刷製本費のほか、印刷物を作成するのに要したデザイン制作料等を含み、配布経費は除く（分離が困難な場合のみ含む）。

〔監査実施機関 24機関 (39件)〕

1 広報印刷物 (18機関26件)

No.	監査実施機関		No.	監査対象広報物の名称	委員監査	
					実地	書面
1	元気づくり 総本部	広報課	1	とっとり県政だより	○	
2	元気づくり 総本部	とっとり暮らし 支援課	2	とっとり暮らしパンフレット (平成28年度版新規)		○
			3	とっとり暮らしパンフレット (平成27年度版増刷)		
3	元気づくり 総本部	参画協働課	4	鳥取県の緊急支援施策		○
4	危機管理局	原子力安全対 策課	5	鳥取県原子力防災ハンドブック		○
			6	鳥取県原子力防災チラシ(小、中学生用)		
5	総務部	財源確保推進 課	7	ふるさと納税リーフレット		○
			8	ふるさと納税お礼の品パンフレット		
6	観光交流局	観光戦略課	9	蟹取県ウエルカニキャンペーン PRパンフレット等	○	
			10	香港観光客向けパンフレット		
7	福祉保健部	子育て応援課	11	LIFE DESIGN 自分の未来を自分で描くために 考えてほしい あなたの将来について		○
8	福祉保健部	医療政策課	12	医療機関へのかかり方啓発リーフレット	○	
			13	小児救急ハンドブック		
			14	看護職員養成進学ガイドブック 「看護職をめざすあなたへ」		
9	生活環境部	環境立県推進 課	15	とっとり次世代エネルギーパーク スタンプラリー		○
10	商工労働部	商工政策課	16	平成28年度版企業支援ガイドブック		○
11	商工労働部	企業支援課	17	平成28年度鳥取県経営革新計画事例集		○
12	商工労働部	就業支援課	18	キメタ!鳥取で働こう。~鳥取県にはあなた が必要!!~Vol. 1 (増刷)	○	
			19	キメタ!鳥取で働こう。~鳥取県にはあなた が必要!!~Vol. 2 (新規)		
			20	保護者宛ての県内就職情報		
13	商工労働部兼 農林水産部	食のみやこ推 進課	21	鳥取食探(5言語)		○
14	農林水産部	県産材・林産 振興課	22	とっとり生まれの木製品カタログ 「鳥の木製品」		○
15	県土整備部	道路企画課	23	鳥取県「道の駅」マップ		○
16	教育委員会 事務局	教育総務課	24	教育だより「とっとり夢ひろば」	○	
17	教育委員会 事務局	小中学校課	25	鳥取県家庭教育啓発ポスター		○
18	県議会事務局	総務課	26	とっとり県議会だより	○	

2 有償刊行物 (6機関13件)

No.	監査実施機関		No.	監査対象広報物の名称	委員監査	
					実地	書面
19	総務部	公文書館	27	新鳥取県史資料編 考古1 旧石器・縄文・弥生時代		○
			28	鳥取県史ブックレット第18巻 「大庄屋と地域社会ー八橋郡飽津村河本家文 書が語るものー」		

No.	監査実施機関		No.	監査対象広報物の名称	委員監査	
					実地	書面
20	地域振興部	統計課	29	鳥取県統計年鑑（平成28年刊）		○
			30	平成28年版鳥取県勢要覧		
			31	平成28年度100の指標からみた鳥取県		
21	地域振興部	文化政策課	32	第60回鳥取県美術展覧会図録		○
22	観光交流局	まんが王国官 房	33	第5回まんが王国とっとり国際マンガコンテ スト作品集		○
23	教育委員会 事務局	博物館	34	企画展「大荒神展」解説書（企画展図録）		○
24	教育委員会 事務局	埋蔵文化財セ ンター	35	調査研究紀要8		○
			36	青谷上寺地遺跡発掘調査研究年報2015		
			37	青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告11 石器（2）		
			38	第6回青谷上寺地遺跡フォーラム 人・もの・心を運ぶ船		
			39	弥生の港湾集落 青谷上寺地遺跡		

第3 監査結果及び意見

1 監査結果

今回の監査では、対象広報物を作成した狙いや主たる対象者のほか、作成手続きから配布状況等に関する聴き取りを行った。

監査の着眼点に基づき審査した結果、今回監査を行った広報物については、おおむね目的に沿って適切に作成・配布されていたが、掲載内容や作成部数、活用状況等について一部改善が必要なものが見受けられた。

改善又は検討が望まれる点について以下に述べるので、適切に対応されたい。

なお、今回の監査対象とならなかった機関、県有施設の指定管理者や県業務の委託先が委託業務の範囲において作成する広報物についても参考とされたい。

2 総括意見

紙媒体の印刷物は、最も基本的な情報提供手段として多く活用されている。

何を目的に、誰を対象として、いつ、どのような配布方法により周知したか、またその結果、伝えたい情報が想定したとおりに伝わったかが肝要である。

（監査意見）

企画立案段階において作成目的を明確にし、対象者に理解しやすいものとなるよう論点を整理して、他の広報媒体との併用・連携等、一連の広報計画を十分に検討のうえ作成に着手されたい。

また、インターネットとの併用・連携については、有効性を十分検討のうえで効率的な情報提供により作成経費の削減に努められたい。

一定の広報物を対象として、その作成効果を測るため、既存のモニター制度や県民意識調査を利用するなど、認知度や理解度を確認することについても検討されたい。

3 着眼点に沿った監査結果及び監査意見

(1) 広報物の目的・必要性について

ア 編集会議等で目的や必要性が十分に検討されているか

今回監査を実施した広報物は、おおむね目的や必要性が十分検討されたうえで作成されていたが、改善が必要な事例も見受けられた。

「家庭教育啓発ポスター」（小中学校課）は、前年度に作成し、ホームページにも掲載されているリーフレットとの関連性の表示やインターネットとの連携が十分検討されないまま作成されていた。

広報は戦略を持って実施する必要があるが、ポスターだけでは掲載内容や活用機会に制約があるため、URLまたは検索ワードの表示や二次元コードの活用など、インターネットとの有機的な連携も可能であったと考えられる。

(監査意見1)【小中学校課】

企画立案段階において、他の広報媒体との併用・連携等、一連の広報計画を十分に検討のうえ作成に着手されたい。

イ 他の広報物と掲載内容の重複がないよう調整されているか

今回の監査対象広報物は、他の広報物と掲載内容に必要なを超えた重複がないよう調整されていると認められた。

(2) 広報媒体の選択・併用について

ア 適切な広報媒体として規格形態が選択されているか

広報物の規格形態は、伝えたい情報の種類や量に合わせ、おおむね適正に選択されていると認められた。

イ より有効な広報媒体がありはしないか

今回の監査対象広報物について、作成機関における県公式ホームページ『とりネット』への掲載状況を確認したところ、改善又は検討が求められるものが見受けられた。

県刊行物作成要領（以下「作成要領」という。）では内容（全文）をとりネットに掲載するよう努めることとなっているが、「医療機関へのかかり方」（医療政策課）、「道の駅マップ」（道路企画課）、「家庭教育啓発ポスター」（小中学校課）は、ホームページに内容が掲載されていなかった。

また、内容が掲載されていても、掲載内容の見せ方や印刷物との連携不足等、インターネット上での情報発信に工夫が必要と思われるものも見受けられた。

一方、画像ファイルの掲載以外の提供方法として、「とっとり県政だより」（広報課）の電子書籍化、「原子力防災ハンドブック」（原子力安全対策課）の携帯端末用『原子力防災アプリ』、「鳥取県の緊急支援施策」（参画協働課）の音声読み上げ対応等、インターネットの活用を積極的に進める取組が見られた。

伝えたい情報や対象者の世代等により、インターネットを活用した情報発信に比重を置くことがより有効な場合もあると考えられる。

ウ 他の広報媒体との併用がなされているか

広報物の発行状況に関して、報道機関への情報提供が行われていないものが複数見受けられた。

「ふるさと納税」（財源確保推進課）、「ウェルカニキャンペーン」（観光戦略課）などは、報道機関への情報提供等により、メディアへの露出機会が増えるよう工夫されていた。

新聞広告など広報課所管の広報媒体との併用、各種ソーシャルメディアにより適宜情報発信しているものなど、メディアミックスによる広報活動もいくつか見受けられた。

（監査意見2）【全機関】

県公式ホームページへの掲載は、利用者がいつでも情報を閲覧・入手可能であり、紙媒体の削減効果も認められることから、紙媒体と電子媒体それぞれの利点を活かしつつ、複数の広報媒体の併用・連携による積極的な情報発信に努められたい。

（3）広報物の作成状況について

ア 発行時期、発行部数は適切か

発行時期及び発行部数に関しては、ほとんどの広報物で具体的な配布計画を検討し、相応の編集期間を確保のうえ適切な時期に作成されていたが、「エネルギーパークスタンプラリー」（環境立県推進課）は、発注手続きの遅れから、対象施設への配布がスタンプラリーの開始日に間に合っていなかった。

作成方法に関しては、企画全般やデザイン等、作成業務の全部または一部を外部委託しているものも多く、おおむね効率的な調達方法を選択のうえ作成されていると認められた。

（監査意見3）【全機関】

事業効果が最も発揮される時期に広報物が活用できるよう、計画的・効率的に調達手続きを進められたい。

イ 読者に配慮した掲載内容となっているか

掲載内容に関しては、目的に照らし、おおむね適正に編集されていると認められたが、改善が必要な事例も見受けられた。

また、広報物の発行者及び問合せ先が明確であることは、読者である対象者にとって非常に重要な事項であるが、記載のないもの、不十分なものが多数見受けられた。

そのほか、発行時期（時点）や資料の出所が明らかでない等、説明が不足している箇所が散見された。

（ア）目的と掲載内容の整合性

「医療機関へのかかり方」（医療政策課）は、主たる目的を救急医療機関の負担軽減による救急医療提供体制の維持として作成されているが、行政サイドからの課題説明が中心で、対象者である県民の立場での解決策（例として、かかりつけ医の見つけ方など）が具体的に提示されていないため、作成機関の狙いが十分に伝わっていないと考えられる。

行政課題について、対象者には一定の理解が得られたものと思われるが、課題の解消に向けての協力を得るためには、単に事実を記述するだけでなく、ストーリー性のある構成とすることも一つの方法である。

盛り込みたい情報をどう整理するか、広報の専門家に助言を受けることも有効と考える。

（監査意見4）【医療政策課】

対象者の理解や協力が得られやすい構成となるよう、課題の要点を絞り込み、解決策を具体的に示すなど、作成目的に合った掲載内容の検討を十分に行われたい。

（イ）発行者情報の記載

「道の駅マップ」（道路企画課）、「鳥取県美術展覧会図録」（文化政策課）には発行者情報が記載されていなかった。また、電話・ファクシミリ番号がないなど問合せ先の記載が不十分と思われるものが見受けられた。

（ウ）読者に配慮した説明

「医療機関のかかり方」（医療政策課）、「キメタ！鳥取で働こう。」（就業支援課）には発行時期（時点）が記載されていなかった。ほかにも、図表やグラフの一部に資料の出所が明記されていないもの、配色等に工夫が必要なものが散見された。

対象者へ正確な情報を提供するためには、発行時期（時点）や資料の出所を明らかにするとともに、図表やグラフを用いる際には配色等にも配慮することが求められる。

「エネルギーパークスタンプラリー」（環境立県推進課）は、応募はがきの下端部分に個人情報の取扱方針が注意書きされていたが、第三者の範囲が不明確であり、説明が不十分であると思われる。

個人情報を収集する場合、その取扱いに関しては、対象者に不信を持たれることのないよう、特に丁寧な説明が必要である。

〔発行者情報等の記載が不十分なもの〕

（単位：件）

区分（対象物数）	発行者情報							発行時期（時点）	資料出所
	機関名	郵便番号	住所	電話番号	ファクシミリ番号	メールアドレス	URL（※）		
広報印刷物（26）	1	6	6	5	10	14	6	3	3
有償刊行物（13）	1	2	1	2	7	12	10	0	0
計（39）	2	8	7	7	17	26	16	3	3

※検索ワード、二次元コードによる表示を含む

（監査意見5）【全機関】

発行者及び問合せ先は明確に記載されたい。また、読者の利便性を確保するため、検索ワードや二次元コードなど、情報の収集手段は多種併記するよう努められたい。

ウ 定例的な広報物の見直しはされているか

年間複数回あるいは毎年、継続的に作成されている定例的な広報物のほとんどで、文字の大きさやレイアウトの変更、要点や見出しを追加して分かりやすくするなど、掲載内容の改良や作成部数の見直し等が行われていた。

しかし、「経営革新計画事例集」（企業支援課）は、作成部数や配布先等、過去5年間見直しがされていなかった。5年分の成功事例が掲載されており、前年度版との重複割合が大きい。経営革新計画の策定を支援する制度案内については情報量が少ないように思われた。

安易に前年度どおりとせず、費用対効果を念頭に作成部数や掲載内容の見直しを検討すべきである。

（監査意見6）【企業支援課】

発行時点に即した作成部数や配布先となるよう、定期的な見直しを行われたい。また、制度の浸透度を踏まえた掲載内容としつつ、重複する内容の掲載については必要性を十分に検討されたい。

エ 有償刊行物の販売状況と在庫管理は適正か

有償刊行物を作成している機関は限られており、今回監査を実施した機関においては、おおむね適正に在庫管理されていると認められるものの、一部に改善が必要なものも見受けられた。

（ア）作成部数の適正化

今回の監査対象刊行物の多くは、調査や研究の結果等、記録の保存という側面を持っており、また、掲載内容により頒布実績には幅があった。

このため、過不足のない作成部数の設定は容易ではないと考えられるが、「調査研究紀要」や「発掘調査研究年報」など（埋蔵文化財センター）は既発行分も含めて全体的に配布用の余部・頒布用の在庫ともに多く、「統計年鑑」など（統計課）でも、配布先の見直し等により、作成部数の削減が可能であると思われる。

（イ）頒布価格の表示

作成機関や刊行物により、頒布価格の据え置きや頒布委託手数料相当の加算等、設定方法や端数処理の仕方に違いがあったが、特に不適切な設定は見受けられなかった。

なお、作成要領では有償刊行物に頒布価格を表示することとなっているが、記載されていないものが複数見受けられた。

（ウ）適正な在庫管理

「鳥取県美術展覧会図録」（文化政策課）は展覧会の開催期間終了後に頒布機会を設けておらず、受払簿も作成されていなかった。

「新鳥取県史資料編」（公文書館）や「発掘調査研究年報」など（埋蔵文化財センター）は、今後も刊行が続く予定であることから、保管場所の確保が課題となっている。

在庫が多いものについては、関連する刊行物の発行機会に既発行分も併せ、インターネット等で積極的に情報提供するなど、一層の頒布促進に取り組むことが求められる。

(監査意見 7)【全機関】

有償刊行物については、作成部数の適正化と積極的な頒布促進により、適切な在庫管理に努められたい。

(4) 広報物の活用状況について

ア 配布先、配布方法は適切か

広報物の配布先と配布方法に関しては、ほとんどの広報物で適切に選択されていたが、改善が必要な事例が見受けられた。

「医療機関へのかかり方」(医療政策課)は、年1回の新聞折り込みによる世帯配布以外に活用されていなかった。

配布先は新聞購読者に限られ、各種広告物とまとめて配達されるため、対象者の目に留まりにくく、その日限りで処分されてしまう恐れもある。救急医療機関の適正利用について理解を求めるといった目的に対し、適確な配布方法であるとは言いがたい。

年間を通して救急医療機関等において受診者に配布するなど、より効果的な配布方法を検討するべきである。

(監査意見 8)【医療政策課】

有効性・効率性・経済性の観点から、目的に合った配布先と効果的な配布方法を検討されたい。

イ 配布先での活用状況や残部数の確認をしているか

定例的な広報物など、市町村や関係団体等を経由することにより対象者へ配布されているものが多かった。

配布先において不足が生じた場合には適宜追加対応されていたが、配布先での活用状況や残部数が確認されているものは少なかった。

(監査意見 9)【全機関】

定例的な広報物の場合や増刷を検討する際には、配布先における活用状況や残部数を確認のうえ次回の作成部数に反映させるなど、経済性の観点から必要部数を正確に把握されたい。

ウ 掲載内容や配布部数等の効果検証をしているか

定例的な広報物の中には、対象者や関係者に意見を求めることにより掲載内容の検証や改善を行っているものも見受けられたが、ほとんどの広報物では具体的な効果検証がされていなかった。

定例的な広報物に関しては、漫然と作成を繰り返すのではなく、意見欄の設定やアンケート調査の実施、配布先への聞き取り等、効果を測定する方法を実行し、改善材料を集めて今後活かしていくことが望まれる。

情報が対象者に到達したかどうか、どの程度理解を得られたか、広報物を抽出して調査してみるのも方法の一つと考える。

(監査意見10)【県民課】、【広報課】

一定の広報物を対象として、その作成効果を測るため、既存のモニター制度や県民意識調査を利用するなど、認知度や理解度を確認することについても検討されたい。

また、広聴の観点から定例的な広報物には掲載内容への意見の宛先を明記するようルール化することも検討されたい。

(5) その他

ア 裏面を有効活用できているか

今回の監査対象広報物ではないが、定期監査に際し、チラシの裏面が白紙であるものが散見された。

紙媒体の広報物には作成部数や紙質など経費上の制約もあると考えられるが、対象者への貴重な情報提供機会として、関連情報を補足するなど、紙面の裏面についても活用を検討すべきである。

(監査意見11)【全機関】

広報物の紙面は、最大限に有効活用するよう努められたい。

イ 作成要領は周知されているか

この度の監査に際し、刊行物データベースの登録状況を確認したところ、外部委託により作成されたものを中心に、登録されていないものが多数見受けられた。

作成要領の別表には、外注印刷物を作成・発行する際に検討・確認すべき項目が列記されており、今回の監査で改善が望まれるものとした内容と重なる点も多く、作成要領の趣旨について周知・理解が望まれる。

(監査意見12)【広報課】

広報物の作成において有効性・経済性等の観点からの留意点を意識するため、作成要領の周知徹底を図られたい。